

正校

地方落穂集

九十

73
6763
5



門 23
號 6763
卷 5

校正地方落穂集卷之九

目錄

- 一 評之并發端年歴の事フナレケカガハカクガキ ○ 同者板定書の事
- 一 田畑永代賣仕置の事ツクハタ 子ツクハタ 子ツクハタ
- 一 公事方勝手方年月日并刻限の事ツクハタ 子ツクハタ 子ツクハタ
- 一 徳川將軍家代々精進日の事ツクハタ 子ツクハタ 子ツクハタ ○ 紀州家代々忌日の事ツクハタ 子ツクハタ 子ツクハタ
- 一 前々仕置筋の事ツクハタ 子ツクハタ 子ツクハタ ○ 外罪除日の事ツクハタ 子ツクハタ 子ツクハタ
- 一 追放軽重の事ツクハタ 子ツクハタ 子ツクハタ ○ 過料の事ツクハタ 子ツクハタ 子ツクハタ
- 一 差紙不参の事ツクハタ 子ツクハタ 子ツクハタ
- 一 亂心して人を殺せし者の事ツクハタ 子ツクハタ 子ツクハタ
- 一 追放百姓跡式の事ツクハタ 子ツクハタ 子ツクハタ

- 一 酒狂りて人々手を負せし者の事
- 一 同人と打擲せし者の事
- 一 同諸道具を損せし者の事
- 一 同自分と疵付し者の事
- 一 仕置者先達て拜借物の事
- 一 百姓持社の事
- 一 評定所出役手代扶持方の事
- 一 村方欠落者跡式の事
- 一 倒置者見分心得の事
- 一 手負死人見分心得の事

校正地方落穂集卷之九目録畢

信陽 東條耕子蔵 校

校正地方落穂集卷之九

○評定所發端年歴の事

一元和元年の頃迄の公事出入願訴訟の類の酒井雅楽頭屋敷りと安藤右京進金地院小列坐りと寺社出入共裁許有し由寛永二年三月四日又改り是より評定所と号し者板の面十二月二日又相定る

○評定所着板定書の事

一 寄合式日毎月二日十一日廿一日諸奉行立合四日十三日廿五日公用有之に於てを延引するべき事

一 寄合所へ評定衆卯の半刺出坐致し由用隙明次第退散有べき事

校正地方落穂集卷之九

一 評定所へ役人の外一切参るべし勿論音信停止の事

一 公事人の介添を老人并に幼年病者の外停止の事

一 公事訴訟人罷出の者仮令直参せりと雖も刀脇差帯をばらばらる事

一 公事人親類縁者知音の好身と雖も寄合所は於て評定衆取持るべし

一 國より来る公事人と江戸着の順は承るべく小当地の公事人と日々

帳面して先次第を承るべく但し承るべしを不叶候又ハ急用の格

別の事

一 公事人へ不審申掛る候に筋の役人と勿論惣坐中より速慮あり存寄

の趣申合さる事

一 公事裁許以後其筋の役人裁断の始末書苗致らるべき事

一 公事其日は落着ふき候に重て寄合致され其上りと相済ぶる候に言上

致らるべき事

一 役人宅より承りし公事訴訟評定所へ出さるべき候有之は於て証文証

据ホお揃へ寄合所へ出し滞らふき候致らるべき事

一 預物長く不差道迄に穿鑿致らるべき事

一 裏判并に口状を受達衆の者と其所の速近を考へ日数を積り輕重に應

じ過料もらるべき事

右の条々相守らるべき者也

寛永二十二年十二月

○田畑永代賣出仕置の事

一 賣主宰舎の上追放本入死候時の子同罪

一買主過急奪舎本人死の時ハ子同罪

但し買小田地賣主の代官又ハ地頭へ取上るし

一證人過急奪舎本人死の時を子同罪

一質取者作取ふして質置者より年貢後勤へど永代賣日然の由

仕置祖し之と頼納と云

右の通田畑永代賣買停止の後寛永二十未年十一日仰せ出され也

○公事方勝手方取用日并ハ制限の事

一公事方式日 列坐とりハ 二日 十日 廿一日 明六ツ時始る

当日老中出坐あり明七半時過出坐あり多クハ十一日斗り大目付立

合月番奉行七時詰合其外と七半時詰あり

一同評定日 四日 十三日 廿五日 四ツ時始る

月番奉行斗り六半時詰其外ハ五時揃

一同内寄合 六日 十八日 廿七日

奉行中宅と寄合有之由後中とも四時揃

一勝手方 七日 十六日 廿六日

但し公事方勝手方惣寄合

○徳川將軍家代々精進日の事

初代東照宮 元和二辰年四月十七日 日光

二代台徳院殿 寛永九申年正月廿四日 芝

三代大猷院殿 慶安四卯年四月廿日 日光

四代嚴有院殿 延宝八酉年五月八日 上野

五代常憲院殿 宝永六丑年正月十日 全

支那地方各縣集

卷之九

- 六代文照院殿 正徳二辰年十月十四日 芝
- 七代有章院殿 同 六申年四月晦日 全
- 八代有徳院殿 寛延四未年六月廿日 上野
- 九代惇信院殿 宝曆十一巳年六月十二日 芝
- 十代凌明院殿 天明六午年九月八日 上野
- 十一代孝恭院殿 安永八亥年二月廿四日 全
- 十二代文恭院殿 天保十二丑年閏正月晦日 全
- 十三代慎徳院殿 嘉永六酉年七月廿二日 全
- 十四代温恭院殿 安政五午年六月八日 全
- 十五代昭徳院殿 慶应二寅年八月廿日 芝

○北州家代々忌日の事

- 南童院殿 正月十日 清溪院殿 八月四日 高林院殿 五月十四日
- 源覚院殿 九月八日

○前々仕置大概の事

- 一 内林木盗と取り者の事 是を代官手代見分は差遣りし紛をかく
- 一 裁許破の事 是を裁許済の儀と破り者と検使の上五十日或は百日
- 一 一代官背き者の事 是を代官申付と背き由相関へへを牢舎申
- 一 地頭背きの事 是を金銭の上老中へ相伺ひ品を寄追放逐島或は死

一 付日数相立誤りの事 是を代官伺ひへへ出牢致さるべし

一 罪よも申付る又と地頭へ下自分仕置を申付べき事 是を御渡美ら有

一 罪よも申付る又と地頭へ下自分仕置を申付べき事 是を御渡美ら有

一 料所ノ名主私慾ノ事 是と名主私慾有之由百姓共申出りへど詮議

の上私慾は極りいへど仕置申付又百姓申掛りへど是亦仕置申付

一 田畑永代賣ノ事 是と田畑永代賣致しへを賣主加判ノ者追奪舎

申付賣主ハ出牢の上江戸在所追放買主ハ金子損失致し出牢申付

在所ハ相取し加判ノ者過急牢舎のいふ構ふく差戻を賣主并

請人共親存生よいへど子構ふく親お果りへを親の代り子石同罪

一 田畑頼納賣買ノ事 仕置永代賣又同じ

質田畑ノ事 是ハ澄文吟味ノ上年季々限名所差名主加判有之ハ

へと二切作徳三十日限り済まき旨証文申付其上りを滞りへど

質地金主方へ渡さる

但し日限ノ事其以後と金高に應じ致し極りて証文申付る

一 船荷物盗取賣買致し者ノ事 是と船荷物と盗と賣買致しハ

紛とあくりへを牢舎の上死罪

一 先住借入金ノ事 是と先住借入金銀有之段後住知らぬと入院致

し以後先住の借金申出りへど右金子證人共申付後住は構ふし

但し先住借金承知の上入院致しへを右金子済まき旨證文申

付勿論証人共へ加判申付る

一 囚所忍び通り者ノ事 是と其所に於て獄門を行ふ

但し當時を確と成る

一 細工人弟子ノ事 是と細工人弟子師匠の方と無理な暇を取同と細工

致し師匠ノ業妨り成り音訴へ出りへど師匠の口職致を問敷旨証文申

付師匠へ死下附外高賣入り右又准を

一奉公人の事

是を主人氣^キを叶^カりて暇^{イダ}申^マし又^カ奉公人より暇

取^キり処^{トコロ}給^キ金^キ滞^トり付^キ主人^シ訴^フ詔^セ致^シへど清人^{ウケシ}へ金子^ス消^スへば音

申^マ付^キ且^カ欠^ケ落^ケ者^ヲを給^キ金^キも尋^マり清人^{ウケシ}を致^シせ給^キ金^キ消^スへば音

一奉公人取逃并町人手代引負の事

是を奉公人取逃^{トリニケテ}致^シへば先^ツ給

金^ス消^スへば音^キ并^ニ三十日^カ限^リり尋^マ申^マ付^キ置^キ其^ノ上^ニ尋^マ出^マせりへば取^リ逃

品^シ清人^{ウケシ}辨^シし指^シ申^マ付^キお消^スへ上^ニを欠^ケ落^ケ者^ヲ永^ニ尋^マ申^マ付^キ但^シ町人^ノ手^ノ代^ノ引^キ

負^ヒ致^シへば金子^キ消^スさせ手^ノ鎖^ヲを掛^ケ清人^ノへ預^メけ引^キ負^ヒ金^キ給^キ金^キ共^ニ消^ス切^リへ

へど当人^ノを牢^ノ舎^ニ申^マ付^キ引^キ負^ヒの金^キ高^クな^リて成^ル追^ヒ放^シ遠^ク島^ニ申^マ付^キ引^キ負^ヒ欠

落^ケ致^シへば是^レ又^シ清人^ノを給^キ金^キ消^スへば音^キ且^シ欠^ケ落^ケ者^ヲも尋^マり音^キ申^マ付^キ其

上^ニを尋^マ出^マせりへば引^キ負^ヒ金^キ清人^ノを消^スさせ出^マ入^リ消^スへば音^キ欠^ケ落^ケ者^ト是

亦^モ永^ニ尋^マ申^マ付^キる

附奉公人欠落并手代引負の儀訴へ出へば裏判を出し若し對

決^メ致^シるは以^テ牢^ノ内^ニ証^スす事^ヲ消^スへば音^キ引^キ負^ヒ致^シの者^ヲも構^ヘひふし

一主人へ難題の事

是を金^キ淺^クの上^ニ終^ニとあ^リて次^ノ弟^ヲを寄^リ過^シ急^ニ申^マ付^キ

一騷動付の事

是を金^キ淺^クの上^ニ双方^ノ共^ニ牢^ノ舎^ニ申^マ付^キ置^キ頭^ノ取^リの者^ヲ江^ノ戸^ニ在^リ所^ニ追^ヒ放^シ

一牢内より逃出并手鎖脱しの事

是を金^キ淺^クの上^ニ死^シ罪^ト

一町人帯刀の事

是を金^キ淺^クの上^ニ追^ヒ放^シ

一密通の事

是を夫^ノりる女^ヲと密^ニ通^シ致^シへば音^キと男女^トも死^シ罪^ト且^シ密^ニ會^フ致^シへ

を見^テ届^ケ斬^リ殺^シし共^ニ夫^ヲと構^ヘふし女^ヲも男^ヲも一人^ヲと殺^シ詮^シ淺^ク

の上^ニ密^ニ通^シ致^シる由^ヲ申^マ付^キへば音^キ牢^ノ内^ニ於^テ拷^ク問^ヲを遂^ニげ若^シ夫^ヲ申^マ掛^リ

よへば其^ノ者^ヲ解^キ死^シ人^ト密^ニ通^シ致^シるを夫^ヲと構^ヘひふし

但^シ夫^ノりる女^ヲと召^シ抱^キへば音^キ主人^ノ手^ヲを付^ケりて主人^ノと密^ニ夫^ヲと相^シ成^ラる

一 縁又就ぎ女と密通の事 是を夫あまき女と密通致しを死罪又及

ハバ男女共金浅の上牢舎申付落着の上女を親元へ渡し男の追放

一 主人の娘と密通の事 是を淫浅の上速島又と死罪

一 夫りる女へ艶書の事 是を夫りる女へ艶書と付ルへど金浅致し密

通致まはれへど女は構ふし艶書遣し者へ密通も同断致死罪女も

其時の金浅次第申付る○先年室賀山城守大坂町奉行動後中大坂天

満町に於て夫りる女へ下男艶書と付ル処承引致さ度く又及び若

し夫へお知せめて迷惑存し井戸へ身七投ル処家内の者見付差

苗へ付出入又及び吟味の上男引廻の上磔は成女は構ふし

一 出家難題の事 是を金浅の上脱衣せしめ牢舎の上死罪申付

附出家は女難題申掛ル者と品は寄遠島又ハ死罪

一 車借并日ふし銭の事 是を日ふし銭致し者を牢舎金子車借致

し者借金取上ふし

一 仲間出入の事 是を商賣物或ハ清負事の仲間を出入又及びへど

証文ハ吟味の上お對次第致を公ま音申渡し取上ふし

一 相請の事 是を人清店清金銀并ハ質地ハお清は立ル者ハ牢舎追放

無尽の事 是を証文ハ無尽の文言ゆれを取上ふし

一 無尽帳預り金の証文持ル者の事 是を金浅の上証をあくへど

牢舎申付置追放或ハ遠島

一 評定所奉行所へ於て裁許又及び上欠落致し者の金子の事 是ハ

預り金并ハ賣掛ル有之評定所并ハ奉行所へ裁許の上日初証文申

付置ル処金主又落致しへど惣て欠落者の家財ハ欠所ハ成ル故石

金子滞り者又評定所奉行所へ納めさせし

一評定所奉行所にて裁許又及び上外の料にて仕置成り者の金子の事 是を右内断

一右同所又於て申付の日切手形落し者の事 是を日切手形落し

由許へ出へるを尋出し申付其上より尋出せしへ半年程過怠

申付其上差帛を以て相手の者を呼出し前方の苗書を見合せ新証

又申付前くの如く金子取上させし

一立替金の事 是を諸式立替金当入店清或は大屋店下清或は出店寄

親ふを段々評議の上申付其時の吟味次第其筋へ申付る

一引取者并は届受り者の事 是を出入清を申付る内を何方へ出

せしと申しへども大屋并は清人亦出入引清外へ引渡し度旨願出

へど相渡しし是も其時の金銭次第申付尤も出入引清追拂ひ致さ

旨申しへど追拂ひせし儀も有り

一目安差紙受取り者の事 是を裏判りる目安并は判形り差紙を

相付の節墨付或はねお有之旨申し受取り者の更差紙を以て

呼寄せ過怠として手鎖申付三四十日お立を之を免を

一養子妨げの者の事 是を人の養子を妨げの者を金銭の上過怠とし

て宰舎申付の日数お立へるを養子の儀の前方約束致し者の方へ

遣し申付

一逃散百姓の事 是を地頭へお願ふべき旨申渡し奉行所を先取

上なく差置然も其数度願出へる内意を清金銭と違ひ免せし

尤も上より差因りて金銭と違ひ免せし仕置を金銭次第同申上る

一遊女の事

是を人の娘と養女と貫ひ或は下女と台抱へ又ハ誘引出し遊女を賣る者ハ江戸中引廻しの上磔を行ひ澄入も死罪申付る尤も身代金を当人の店清或ハ口入人の店清へ申付る
右を前々の仕置筋大概此の如し心得の為之と記を猶其時の内制法と守るべきあり

○死罪除日の事

一死罪市仕置除日の儀察と定をふし精進日其外祝儀事亦ふる日定日の精進日其外朔日十五日廿八日五節勺ふを心付手鎖亦も遠慮をふし定式の除日左の通り

市誕生日

十月 廿一日 十二月 廿一日 十一月 廿七日 七月 廿七日 五月 廿二日

市忌日

正月 十六日 二月 廿一日 五月 廿六日 六月 四日 九月 廿二日 十月 廿三日 十一月 廿七日 十二月 廿一日

○追放軽重の事

- 一重追放 関八州 武藏伊豆相模上野 山城 摂津 駿河 甲斐 尾張 紀伊 堺 奈良 長崎 東海道筋 木曾 路筋
 - 一中追放 江戸 十里四方 京大坂 奈良 堺 伏見 長崎 東海道筋 木曾 路筋 日光 道中筋 甲府 名古屋 和哥 山 水戸
 - 一輕追放 江戸 十里四方 京大坂 東海道筋 日光 道中筋 甲府
 - 一江戸追放 江戸 十里四方 但し市構の所へ書付後
- 右追放軽重とも其者の住居せし所を其國一ヶ国に構ひ但し江戸追放

を江戸十里四方并其居村と構ふ事あり都て追放の評定所を申渡さ
 せ其上の小人目付町同心立合と常盤橋外を連行追放と
 一 疥拂 是を居村を勿論江戸中を構ふ事あり私領の者と居村并其城下
 斗りと構ふ但し一領支配とも他村を構ひふし
 一 追院 科の重き其村并江戸中を構ふ軽き其村中斗夫より軽
 きを其寺中斗り構ひふ成る

○過料の事

一 過料村方へ構ふ時と一村高百石又付大低錢十五貫又人数へ構ふ時の
 廿人以下一人又付錢三貫又宛廿人以上を惣人数と五貫又位あり尤
 も其時の品より増減あり右過料錢の都て伊奈家の構より半左
 衛門後所へ納るとあり

○差紙不参の事

一 公事訴訟人呼状遣はし参らざる時と重て召出せし節手鎖申付来し
 処向後定書の通り過料申付べき旨享保十一年十一月三日相定る

○乱心をも人を殺せし者の事

一 古来を乱心をも人を殺せし者解死人とありづりし処後年評議の上夜
 令乱心をも人を殺せしを解死人と定る

○追放百姓跡式の事

一 追放の百姓田畑屋敷諸道具是追及所とありし処向後と家諸道具又ハ
 構ひふき旨享保二百年六月廿九日相定る

○酒狂し人又手を負せし者の事

一 酒狂の上入る瘋付し者ハ其主人へ預け置瘋受し者平愈致さば療治

代と出さくべし若し療治代出し難き者の脇差と取上疵受し者へは
下酒狂人を主人へ渡し右療治代疵の大小は拘りて中小性体の者銀
二枚徒士の金一両中間を銀一枚出させ疵を破し者へは下

○酒狂人を人と打擲せし者の事

一酒狂人を人と打擲せし者の身代限り諸道具取上打擲し逢し者へは
下右の趣主人へ断りし時欠落の由申をとも主人方を罷出三日の内ハ
欠落をお立代

○酒狂人を諸道具損せし者の事

一酒狂人を諸道具と損せし者の過料出させ損失の者へは下過料出し
難き者の身上限り申付らる

○酒狂人を自分と疵付し者の事

一酒狂人を自分と疵付外は科ふき者ハ疵養生より早速主人へ引渡

○仕置物前方拜借物の事

一仕置し成し者前々拜借物の儀々奔指らる

○百姓持社の事

一百姓持の社と寺院別当の由申争ふ時右社の鍵と寺とに所持ふき
付物帳に其者の名印ふき時を寺院申今立代

○評定所出役手代扶持方の事

一評定所出役手代扶持方ハ一人ハ付二人扶持宛并筆墨紙蠟燭代を
社下あり又右の外式日出會の定日とお除き内寄合臨時評定臨時寄
合并は苗役へ公用は付罷越を節の分日数定めの外一人扶持宛増扶持
并は召連し者の日雇賃ハ右日数を以て社下苗役吟味の上口上書ハ押

切印形出さる由り是を以て勘定相立りあり右の享保十一年の春出役手代お願ひ伺の上定る

○村方欠落者跡式の事

一 村方欠落者日限尋申付相見へを永尋成ても相知も右の者所持の田地家財ホりりて外なき者あれど欠落よを相成らば若し妻子あくど品も寄り分散もあふり然し当人知せざる上を貸方の先を取上ふし然も共家督お統の者りりば其者引受るるも然り惣ども外なき者あれど決りて取上の儀伺ひ申間敷とあり心漏違ふる取上伺ひし類もかりし処附紙は右の通下知りしあり

○所拂の者跡式の事

一 所拂の者跡式を構ひし然も其決したる法と申してふし但し伺

田地家財ホ妻子は下り格よと申儀の書ける筋の由事よより品ありと故其節の内意伺ふべきあり

○行方知せざる者死散見分の事

行方知せざる者村方よを倒せ死し見分の節を村役人其外百姓ホ立合せ打疵斬疵或は縊殺せし裁の趣熟と吟味を遂委細金銭の上懐中物の有無年齢衣服ホの色品帯に至る迄口上書よ裁せ之を取り惣身無疵よく怪き儀もあふ其趣の口上書を取べし見分吟味残る方あり清は早速飛脚を以て伺ひ下知の上三日の内曝し施主出だを其俵よ桶よ入其場所埋るとも又を埋め難き場所ありが最寄寺院へ埋むべし扱又倒せし場所人の往来なき所ありが村境の往来する所へ札を建倒と者男女の別年齢并は衣服懐中の品追書付べし但し懐中は金銀ホ有

之とも書付へうづは是を偽と防ぐ為あり右雜物金子ホを村役人立合の上寺院へ預け書付を取置べし右の者の親類亦尋ね来らばは於て右の品く寺院へ法事料は納むべし又怪き候はくは口上書見分の趣と書取夫より吟味の次第の品より如何程もろくべし

一惣て倒者を取扱ひは品り事あり仮令ハ脇差一腰も縮布を着し下帯も縮羽二重を用ひし倒者を土間は庭を敷其上は伏させ頭の見へばは格は庭を掛置あり又右の通の衣服下帯を両刀を帯したる倒者を土間は戸板を置其上は布團を敷上より布團を掛右は何をも頭を隠さべし但し右の体も木綿の下帯を用ひしハ武士町人は拘りて土間は伏させ頭を出し菰を掛置あり下帯あくは曝さす及び取捨多し是は無宿は准じ非人の手は掛多し又漆布を下帯は皮せ

レ倒者の鳥の者は准だ右何をも伺の上片付るあり

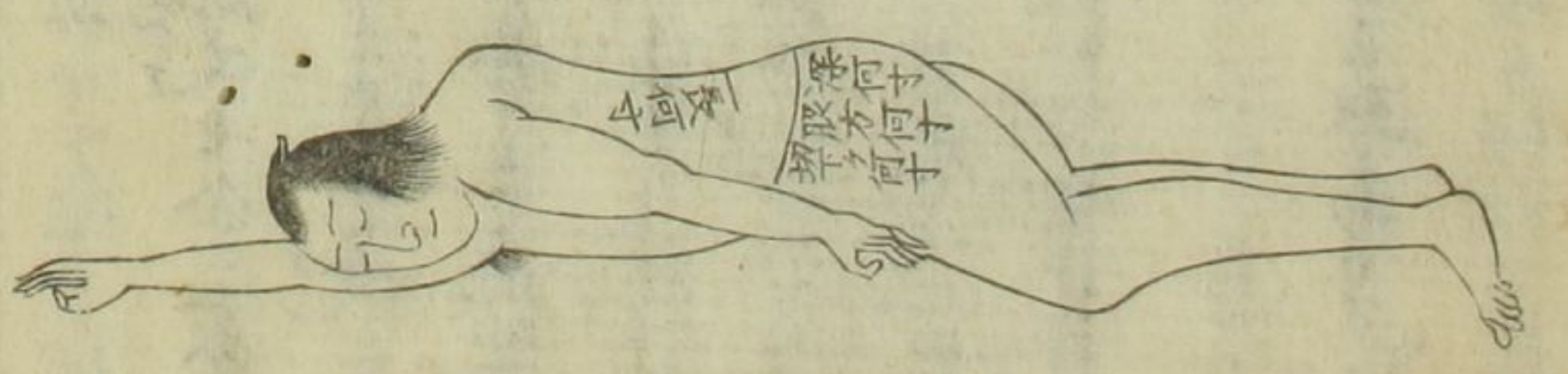
一倒者倒を格は品りり面を上はふし倒をたる死人ハ惣丈七分三分二境へ掛るとも頭の方より引受厄介をさきあり又面を下は伏せる倒者も足の方より取片付をべし是は此者今近歩行来る方より死を遂るも依てあり後へ倒る時をなぐるとして足前の方へ出る又前へ倒る時をなぐるとして頭前へ出るものあり都て足の通ひ長短は心付べし如何格は倒るとも右は准じを推知べし又よく分別し難きは両村引受は申付べし番を都て引受の方より出し隣村へ立會申付る

○手負死人見分心得の事

一テアヒキスアラクムスミマムキハバヨヨミ
ウチヨミキス

一打込疵々長の四今一を深は取るをあり

一 疵々中へ取さるるものあり是知さる故也疵口をこそせ
 返り両方へ切くまるとも元來疵々中へふきまもの也
 一 横疵の横身を四寸と取故一倍も切ても四寸あり勾
 配へ廻りたる疵ハ深し切下とり向前提し格は切
 るるハ切込深きあり手前下り向ふ上りたるハ切下
 あり然し横疵ハ横は立て何程切下方多くとも本体
 横疵を以て体は取るあり図下の如し
 一 手疵の格子檢使の者委細容体を書付口書を取添へ
 上りあり口書の取格赤は出た
 一 手負の者見分の仕方衣服赤を脱せ改ること決し
 為づゝ手負の者身体痛も格随分附見分



をべし衣服の上より切し疵あれど其外衣服を切らず止置見
 分をべし帯ふど解せる是亦宜しゝゝ気池を絶入するもの也
 一 腸切口より出て疵口見分成難き時の平皿の蓋へ真綿を吉野紙を敷き
 其綿を下よりそとをくひ上をば腸分り疵口知るあり但し此の如き
 時々切口何寸腸何寸出ると書付べし深さを記しるあり
 一 都て手負の者見分の時の其道の醫師を呼寄せ手負人の容体をも尋
 ね惣とて取扱の醫師は致さを見分斗り致さし尤も手負の助と成
 あり不案内とて取扱ひ何を失のちる時の役人の不調法とあるあり最
 初療治は掛りし醫師の口上書を取べきあり
 一 疵口の寸法を改ること曲規を以て寸を取るべし丸の形は寸を取ハ
 疵口格別長くあるもの也曲規を左右一文字宛て寸を取るべし

一手負よハ百足付正有ものあり山鳥の尾羽と上指ておけの決し付らぬるものあり

一手負の口書を取よハ随分念入り肉糺し取べし都て手負ハ疵の軽重と其人の気性は由て口糺るゝとあり今迄正氣は物言ふ内ハ心氣の疲を依てふらりと本心を取失ふものあり箇極の節ハ叱り励し氣を付べしされハ肝要の事と関くハ大事の処斗り直ハ押返して取べし先第一切し相争ふハ如何様の意趣を切られし裁の音熟と尋べし外の事ハ氣亂を申口不都合とあるとも相手と慥はつゝのあり所の者よハ右の趣を傳へ関くを奥書ハ所の者の申を趣とも書加へ取べし又申口盡く亂を前後正体ふきことを云り取用ハ確より立合の親類所の役人共より其趣の書付を取べし其上ハ其節居合せし者

切られし場所近辺野辺あねど其辺よ作り居し者其外少よても手掛りハ金茂を遂べし吟味の為方手荒あねど却て言はぬるもの也心得りつゝまことあり

一手負人の口書其者印形をを身体自由よあハ印形取し難き時ハ所の名主又ハ親類の内重立し者へ受取せ手負人誰申ハお違ふ之ハ付右の者印形拙者受取代として口書印形仕ハとの音文言の未ハ加つべし一手負の口書ハ其者の名の脇ハ当何の何十歳と記をべし
一右親類村役人或ハ斬らねし場所の近邊の者又家の内よその事あハ其宅の向或を隣家ハ吟味の上口書を取り其外其節の時宜よより口書取べき品多しつゝべし兎角吟味の趣種よあハね招約うて取べし
一手負見分の節添檢使悉らハ口書ハ兩人別間ハ隔て相口を取とら

一 手負の妻子又の親に家来ホ其外立合し者の申口を引分て聞き吟味
 返し合ふ合ふと見る為あり一人見分のときを手負の口上を取り
 消し上りと坐敷を隔て他の者の口を問ふべし尤も手負の口書より親
 親村役人承知の印形と取り其外の口書を村役人斗り立合せ取べし
 一 手負の何處より何處へ血落入とい助ううづらるものあり
 一 疵の場所より肉薄き所より長四分一を深き取り骨へ切込し助う
 らぬあり又急所を斬きし薄手より死をあり箇格の場所の深知
 けり由記をくし何とぞ知れ音若し察当り急所を取扱ひ返し
 難き付深寸法取難く凡を見及し所何程位も有べく音申上るあり
 一 仮令眉間より鼻の間を切下らぬ疵長四寸あり此四分一と見て深
 一寸とし其頭の鉢へ切込し付生ける者あり是ホの疵の眼鼻の間の四

一 とを深き取てよし
 一 鎗疵の深知を難き故書より及り傷出し其趣を書べし
 一 死人の疵の深き書より及り長針を記をくべし
 一 手負見分より行し節の先名主の宅より着し委細の格子を尋ね食更ホを
 し随分心を落着始終の工夫を返し静かに罷越美第一あり
 一 右手負より付大勢科人ホも出来べき格子あるを随分勘辨を返し事と小
 く酒を格の心得肝要あり但し此云へどとて大事の儀を見遣をい悪し
 兎角相手一人一人の格が大勢へ掛らざる格をい然し時宜より云ふ
 し手負の当人を自分の苦痛と心気乱るるに依て有るもの云ふ
 事あり都て検使の身入ての閑流し成難左をい無益の事より手
 問と云ふ小き事より大く成るるあり勘辨第一あり

一都て吟味の為方の扇子を開き見る如くあはれし扇の未廣をねども元
 けて束ね要を以てメたるをあり吟味此の如く廣うなる事と次
 芽は縮める程に取扱ひ束ねて去るより程に握りたる心得第一あり
 一見分吟味を消し書残らば取揃りて止証文と云と取とあり是は当人の
 親妻子并に親族村役人百姓共の印形をて取べし其父の此度何との後
 又付は見分として越下は見分吟味を成方少しは非分ある後
 坐ふく毛頭申分は坐ふく尤も見分と清残りし所なく并は吟味
 又付申上残しは儀各之願申上を筋決しては坐ふくいと申文言程
 其時宜に依て書加へ然るべき儀の書添右の者共の印形を取べし但し
 村役人と奥書に立合文言として右の趣と書加へ印形を取ふべし
 一右の外は定の木錢証文と取べし是亦は逗留中非分ある儀又由馳走

がゆしき儀一切仕らざる趣書加へ取ふべきあり

○手負取扱ひ并に忘るべき事

一切腹ふど仕損じ腹へ刀を貫き倒れし手負は多く右へ倒るゝものあり
 其刀を扱ふハ刀を両指にて挟み腹の皮を刺し寄せ刀を扱取ハ其口を
 塞ぐべし勿論皮と右の方へ押寄て塞ぐあり然る時ハ肉の穴と皮の穴
 と喰違ひあり腸出づるあり叔坪の蓋を塗物と疵の所は當て後の
 方より布を引廻し緊と結で置ハ醫師の来るゆで別糸ふまきとあり坪
 の蓋を當るハ風を厭ひ又ハ醫師来をて取ふは時口痛まぬあり只布
 を巻き或ハ外の品を當る時ハ血當物へ粘り付引放を時苦痛し元氣
 疲るゝあり又疵口より風入るハ破傷風と云病あり落命をるあり
 一疵口より腸出るを早くそくハ入右の如くして置べし腸出ると其

俣^マくを置^ラバ風^フ当^タり膨^フを乾^カきて入^イ兼^カ命^メ危^クし又^マ血^チ多^クく出^デて止^トらぬ時^{トキ}ハ波^{ナミ}

布^ヌを卷^マべし血^チ止^トりあり

一^{ヒト}手^テ負^ヒ女^メと近^{チカ}付^ツづ^クは仮^カ令^レ縫^ヒくも疵^{キズ}も破^クれ且^ツ心^{ココロ}乱^レを申^マ口^{クチ}紛^レ

くとし前後^{ゼンゴ}も多^クあり初^{ハジ}め正^{セウ}気^キして申^マせし跡^{アト}口^{クチ}乱^レを初^{ハジ}めの申^マ

口^{クチ}より疑^{ウタガ}ひ出来^ケて決^{ケツ}定^{テイ}成^{セイ}難^{ナン}きとあるも尤^{モト}も書^{カキ}上^ウ伺^{ウカ}むぐらし

くあるあり依^ヨて妻^{サイ}子^シたりとも女^メの側^{ソバ}へ近^{チカ}付^ツづ^クは

一^{ヒト}手^テ負^ヒまの腹^{ハラ}立^タせぬ様^{サマ}をべし噴^フき時^{トキ}ハ血^チ走^{ハシ}りて止^トらぬ仮^カ令^レ平^{ヘイ}愈^ユ後^ゴし

か^カくして疵^{キズ}口^{クチ}破^クるあり呪^{イシ}や縫^{ヌヒ}くも当^{トウ}坐^ザをや尤^{モト}も慎^{ツシム}べきとあり

一^{ヒト}手^テ負^ヒを眠^{ネム}らぬべし氣^キ死^シる血^チ死^シる由^ユり療^{リョウ}治^ヂ致^シ難^{ナン}きをあ

り又^マ奇^キ怪^{クワイ}ある夢^{ユメ}を見て驚^{オドロ}くとなり然^{シカ}る時^{トキ}ハ身^ミ体^{タイ}破^ヤれ死^シるあり

一^{ヒト}手^テ負^ヒまの随^{ズイ}分^{ブン}カ^カを付^ツ又^マ比^ヒ奥^ウありハ吐^{ハク}り筋^{ハゲ}をべし手^テ負^ヒの者^{モノ}眼^メを

老^オけを死^シを又^マ眼^メををて働^{ハたら}くハ生^イきあり又^マ曰^{カハ}紅^{カウ}白^{ハク}の紙^シ燭^{ソク}ハ顔^{カハ}を見^ミ

る又^マ赤^{アカ}きハ生^イる左^サふきを死^シをるあり

一^{ヒト}死^シをへき手^テ負^ヒの足^{アシ}を踏^{フミ}足^{ソク}と握^{ニギ}り語^{コト}るあり

一^{ヒト}深^{フカ}手^テを即^{ソク}死^シの者^{モノ}ハ疵^{キズ}の深^{フカ}を記^キを及^{およ}び長^{チガ}斗^トと書^{カク}あり若^モし相^{アヒ}手^テを

捕^トへし時^{トキ}ハ切^キり音^ネ趣^{ソク}一通^{イツトウ}と尋^タねべし仮^カ令^レ理^リハ強^{ツヨク}くとも片^{カタ}口^{クチ}してハ証^{セウ}

と為^ナ難^{ナン}し依^ヨて只^{ただ}斬^キし事^{コト}と向^キ届^{トド}るはよし殺^{コロ}せし者^{モノ}何^{ナニ}をより解^ゲ死^シ人^{ニン}あり

一新し者知れし時ハ殺れし親類共平日心當りの有無と尋ね又ハ村役人へも入札申付或ハ銘々家内と吟味し又物衣類ホと改むべし其節用ひし又物又ハ殷血付飯令洗ひても油氣抜む又衣服ハ其場と洗へハ際立表と知れし綿へ血の赤るると抜ゆるをあり其時の品より吟味の為方種くわらべし

東京 大月忠興 補訂

校正地方落穂集卷之九 畢

校正地方落穂集卷之十

目錄

- 一 鯨分一定法之事ナガレシラセウチカレンガキ ○ 流鯨の節注進書之事
- 一 鯨見分ハ罷越し手代吟味心得之事オシクラ各ツツシカカンデウレヨ ○ 同落札金高勘定必へ書上之事
- 一 同十分一永立殘金村方へ被下候同書之事
- 一 金山問屋運上割之事
- 一 檢地以後取箇付様之事
- 一 私領と入組し御用の節書上心得之事シキサン ○ 直奉の名殿付の事
- 一 諸納米金同の儀ハ付定書之事エタラシボクノクマイキ ○ 穢多煙止納米金之事
- 一 兼鷹馬山取計心得の事
- 一 百姓割合物ハ付被仰渡し品之事ムケガカレトモイキ ○ 無地高類辨高之事

- 一 譲鉄炮并舟積鉄炮之事ユウリテタハオシニヤクミテフハカ
- 一 傳馬町へ人馬申遣次第の事シマテウ ○ 品川附出荷物貫目定書の事シカワラケグレニモツケワシ
- 一 中林伐出場所繪図の事ハヤレキリバエヨユ
- 一 山の木立見様之事キダチミヤク ○ 立木根伐之事タチキネギリ
- 一 払取之事ソフトリ ○ 丈物之事クラモノ
- 一 大木見分之事タイボクケンブン
- 一 根伐せし木軽重取計の事ネギリ
- 一 渡場出れ川下の事ワタシノガ ○ 大木水上糸方の事オウカタ
- 一 材木才詰心得の事サイモクサイツメココロ ○ 鉄物之事カチケ

校正地方落穂集卷之十目錄 畢

校正地方落穂集卷之十

信陽 東條耕子藏 校

○ 鯨分一定法之事

- 一 突鯨ツキムシ 廿分一
- 一 寄鯨ヨリムシ 三分一
- 一 流鯨ナガレムシ 十分一

右書面の鯨々の処トコロに相拂候落札金高之内蓮上フヒタヒツコロ上候分ウヘ一定法此カくの如しゴト尤も御料私領の差別シヤバクなく御料私領入上高ウヘあれど右分一割合を以て上りあり

一 浦方ウラカタを突鯨ツキムシされたる節セウハ入札イリサツを相拂オヒハラひ落札金高ラクサツカネタカのうち二十分の

一 運上差上小事

右を下總国銚子浦鯨の儀は付相定る

寛文九年の定法は寄鯨御料私領入組の処へ寄り小へど御料の方へ割賦の内より半分を御料の者へ下され御料私領より立會合突せし鯨は御料の方へ割賦の内五分一運上さし上小事

但し私領入會分郷は流鯨とれりる節を此定の通り分け一村高は割付地頭へ之を下さる是を享保九年十二月代官原新六郎より其趣伺の上清しあり

一 沖合は流を流を見つけ引付小を流を鯨といふ自然は岸へ寄り流を寄鯨といふ突鯨といふを鯨を見うけ突とめ小鯨の事あり依て不時をふまことあり

○ 流鯨之とけりる節注進書の事

一 常陸国鹿島郡下津村沖合は長九尋なる流鯨とれあり引付おまこ小旨延享二年正月注進しあり小間中勘定所へ早速注進申上小趣左の通り

覚

常陸国鹿島郡

一流鯨鯨一本 長九尋程

下津村

右私中代官所常陸国鹿島郡下津村沖合へ當正月廿四日流鯨とれりる所の見付獵船差し出し右村岸へ引寄せ申上小処齋掛ふり相見へ其上切跡ふりあり数日流き小体は相見へ小よし訴出小付早速手代差つういし見分吟味致させ進て可申上小へ先注進申上小

丑七月

御勘定所

○鯨見分は罷越の手代吟味心得の事

一流鯨寄鯨ハこれありハ勘定所へ届けの節文言の内へ生魚の儀殊ニ数日流せし旨申上へど手間を省いてと魚次才古く相あり拂直段下直又あり申上りハ間手代見分の上直ハ拂の積り入札申付ハ拂相済ミハ上繪図入札差上ハや仕るる旨書加へハ儀然るべくハあり前右の趣より相済ミハ例なり

一見分は罷越の手代鯨見分ハ惣丈何尋鑄掛その外疵の分見分ハ新切とりハ箇所の有無を吟味しハ繪図ハ老々々々申上り繪図認め方と脊通と左右二枚腹の方と一枚都て三枚ハ書上しハ村

スリて前々の振合もゆきまきより猶尋ねまきとあり右の繪図ハ

鑄掛け其外疵口の寸尺ハ巨細ハ認むべし

一諸郷郷へ入札申し觸猶落札の増金ハ吟味しハ此上増金ありハ段申上り増金の儀を再吟味しハ此上相増しハてを望るハ不致旨を落札入上り澄文取むる

○落札金高ハ勘定所へ書上の事

覚

一流鯨一本 但長九尋二尺五寸 常陸国鹿島郡下津村

此代金三十三兩 内金三分吟味ハ付増

右ハ私代官所常陸国鹿島郡下津村へ引寄せハ流せ鯨の儀先達て下知伺ハ外入札吟味仕り一応伺の上りて相拂ハ申上る旨仰せ渡さ

此の付其段見分の手代方へ申つゝいし外右飛脚夜中罷飯り手代
方より申越しを村へ入札相觸れ処買人共相願ひ外と丸鯨をて入札仰
せ付らる外へとも疵のちど賤と相知を兼小間切分け入札仰せ付らる
外へを買清りて手間も相からる外右の分見込にて入札仕度音相願
ひ又付願の通り切分入札申付外処全体鯨古く其上春暖の候時候りし
く小間此上四五日もみろ、あり外へ皮肉油減じ肉腐れ用立々外
間入札仕り難きよし左外へを無益の筋罷あり小間山下知よと相違
仕外へ共直拂の積入札申付札数三十五枚の内落札書面の通より坐外
増金の候再吟味仕外へとも鯨古く此上増金成り難き音申外付漸
く金三分増申付都合代金三十三兩より直拂申付外音申越し則ち入
札三十三枚外書付三通繪圖三枚相添へ差し上申外右金高の内十分

一上納殘金村方へ下されりやう追て同書差し出し申外右石出届の
為り申上り以上

閏二月

何誰印

御勘定所

○十分一取立殘金村方へ被下り伺書の事

覚

一流斑鯨一本 但九尋一尺五寸 常陸国鹿島郡下津村

此代金三十三兩 内金三分吟味又付増

内二十九兩二分水二百文 取揚外所の者へ被下り分

殘金三兩一分永五十文 十分一運上

村惣高百廿六石一斗三升五合 内分左の通り

高十七石四斗四升四合五勺

金一分永二百六文三分八厘

山料分

高百八石六斗九升五勺

金二兩三分永九十三文六分二厘 松平清五郎へ被下小分

右と先達て山注進申上置小私代官所松平清五郎知行分郷常陸国鹿島郡下津村沖合に流を鯨くはあると付去月廿四日引上せ訴へ出小回早速手代差流々いし見分吟味仕小处鯨のりりせ上下口先くはある其上数日海上と流小と相見へ切疵数多るはりり第一腹下のくはある切々肉崩を腐居小右鯨市拂の積市料私領村へ入札相あはる小处札数三十三枚の内書面の金高より下津村半兵衛と申るの落札は山坐小回増金吟味仕小处鯨肉腐を油垂を少く小ゆへ増金仕り難き小音申小へども

再应吟味仕金三分為増合金三十三兩より落札は申付りりは依て流

を鯨正定めの通り右金高の内金三兩一分永五十文運上金其内永四百五十六文三分八厘上納仕り金二兩三分永九十三文六分二厘右村分郷松平清五郎へ下され残金二十九兩二分永二百文山料私領の差別あり下津村一村へ下されりやう仕り多く奉存小然るに於て右運上永四百五十六文三分八厘山金蔵へ上納仕り當五年山勘定元は組仕上り積り山澄文下されり以上

延享二廿年二月

何誰印

御勘定所

山附紙書面左の通

一其方代官所松平清五郎分郷常陸国鹿島郡下津村は此度流を鯨之り

小音訴出小又付手代差返りし吟味の上入札申し付金三十三兩より
拂ひ申付られ小間右金の内決定の通り十分一運上申付られ此内高割
にて以て永四百五十六文三分八厘上納以多し金二兩三分永九十三文六
分二厘を分郷松平清五郎へ相渡し残金の儀を下津村へ下され小や
相同り承知せしめ然るに此れを伺の通り取計り小料の分運
上永四百五十六文三分八厘取立上納以多し小当五年正勘定より組仕上
申となく断本文二有之以上

丑二月

差上申澄文の事

一金廿九兩二分永二百文
右を先月廿四日常陸国鹿島郡下津村へ引付小流し鯨市拂ひ仰せ付ら

鯨市拂の内
村方へ被下り分

ま都合代金三十三兩の内十分一運上金三兩一分永五十文上納以多し
残金書面の通り相渡し下され請取奉り小早速飯村仕り小料私領の差
別あり割賦仕り相多し申となく小右割合の儀は付若し不埒の美由
坐小を後日は相知せ小ともソリやう小も仰せ付られ小依て澄
文差上申処如件

常陸国鹿島郡下津村

延享二丑年二月

名主 誰印
組頭 誰印
百兼 誰印

何之誰様

御役所

○金山問屋運上割之事

一 豆州青野毛倉野金山元禄十六未年代官小長谷勘左工門の節取立左の通り

一 砂金一匁より一匁二分まで

無運上

一同一匁三分より二匁二分まで

十五ケ一 一荷上納 十四ケ被下

一同二匁三分より三匁二分まで

十ケ一 右同 九ケ被下

一同四匁より五匁九分まで

五ケ一 右同 四ケ被下

一同六匁より八匁まで

三ケ一 右同 二ケ被下

一同八匁五分より十匁まで

二ケ一 右同 一ケ被下

右を佐渡荷一荷より出る金目より書面の運上取立より但出継一荷とつくと延一枚と二ツ切として半枚を吟みし此内へ出継

醬油樽は一盃入一ツと定法佐渡荷とつと右の吟は一ツ入を引出継貫目大際七八貫目あり

一 右同断元父元辰年齋藤喜六郎代官のせり江戸町又木村彦七問屋願の節運上割左の通り

佐渡荷一荷は付

一 砂金一匁より九分まで

無運上

一同一匁より二匁まで

十五ケ一 一荷上納 十四ケ被下

一同二匁一分より三匁まで

十ケ一 右同 九ケ被下

一同三匁一分より五匁まで

五ケ一 右同 四ケ被下

一同五匁五分より七匁五分まで

三ケ一 右同 二ケ被下

一同八匁より十匁まで

二ケ一 右同 一ケ被下

○檢地以後取箇付の事

一 七月以前の檢地よりへを檢地位付の根取当立毛と對し相應の取箇付
るあり七月以後の檢地の場を田畑とも見取よりあり

○私領と入組小田用の節書上心得の事

一 私領と入組小田用の儀を書上小節城付を何の誰在所と名をむぐ
し打ちけふより領分を誰知行所と認め城地を書ぬことあり

○直叅の名殿付の書事

一 代官より在所へ廻状はらハレ小節直叅の名を記をこととありし時と
何の誰殿と書く法ありるを上と敬て殿を付るあり

○諸納米金同儀の儀と付定法書の事

一 近年貢米京大坂江戸内蔵納の節船中よりわく大沢手小沢手蒸米色更

鼠喰のるありびと米性よりしうへに蔵納めあり難き分を買納め

ホよのるべき答あはれども左様よりてを納主逗留あぐ其他品入

用もかゝる小間米手文へふき節を金納よりるるべく然るる見右

金の儀を米納国々の直段よりしうへに京大坂江戸納めとも其節の

市張紙直段米三十五石より付金四兩高銀納めの場所を右割合よりつて

米一石より付銀六匁高の積を以て相同よりるべく

一惣て三分一ありびと品と定石代其より津出難所の分畑方米納の場所

金納のるるありびに其年より惣米石代よりひを廻米残りの端米ホ

まぶる此類の金納をその時の市張紙直段三十五石より付金二兩高あり

びより三分一金納よりある国々も右同断銀納の場所を右割合を以て三

分一直段米一石より付銀五匁高の積よりあり

○穢多煙に納米の事

一穢多煙に持高近年貢納は相成処当年より古来の通米金銀と相納め小筈より間外並の通り諸役ありて物当寅年より取立申すべく
外事

享保七寅年五月

○巢鷹山取計ひ心得の事

一巢鷹山よりある村支配の内よりあると正月初めは羽あり雄鷹葉より
巢鷹の上と雄鷹の舞ふと云ふの有り無を吟味し若し羽ありとあると巢鷹の所をよく見届けせ見分の上注進申し上下知を伺ふあり村方より取り書付の案文を前々の引付らあるは付之と記さば
一鷹居上の前又居上の時分を注進するしへど右居上として鷹匠来る

ありとあるは依て此くありとある巢鷹の村方を物成の内より年々鷹扶持を残りせあり其真数を大體鷹匠逗留の日数及び人数を承り合せそのとらへし

○百姓割合物に付仰せ渡され小品の事

一田地へかゝらざる村入用祭祀とて寺社奉加の品の軒別仕るべく事

但し雨乞ホの入用地面より外類を高割仕るべく事

一山林野高のる前より入會の地相對せりて村限は割合事これありとあるを本百姓を申すに申すは出作ありて水呑家把小前ホの者中を人別割仕るべく事

丑十二月

○無地高の類并高の事

一 無地高のりん村中并高より高よりりんを寺社へをかへらばるありこれ
と三州長沢村洞泉寺出入後からりんをりんは西裁許なりしあり

○讓鉄炮あつひ小船積鉄炮の事

一 讓鉄炮の儀を同村の内より受取渡しし儀を代官の了簡をりつと譲り
渡しを伺ひ小及も他村へ譲りたししことを決してあり難し

但し当時を他村へ譲りし儀も伺の上ふまを仰せ付られし事

一 鉄炮舟廻し儀江戸より出鉄炮五十挺を浦賀奉行へ印鑑を出し切
手とりかへど浦賀通船をきんりあり五十挺余あるときと老中の澄
文あつひを通過しぬことあり又江戸入鉄炮を縦令一挺りても老中の
澄文よりあつひを通行ありぬことあり

○傳馬町へ人馬申しつり次第の事

一 上十五日 京橋傳馬町

一 下十五日 大傳馬町

右の通上下十五日宛両方へ傳馬觸申しつりあり駄賃の儀を馬よ
て人豆申し付けるありは朱印下されしを人馬より申し越されし
馬多きとを馬一匹と人足より引かゆることありはあり但し上十
五日京橋より駄賃傳馬相つとむむど由朱印人馬を傳馬町より相勤め
下十五日傳馬町より駄賃傳馬相つとむむど由朱印人馬を京橋より相
勤りあり右の心得を觸つりべし且つ朔日は入用の馬を晦日は
申つりし觸扶と京橋へ申つりしあり十五日は入用の馬觸を十四
日は傳馬丁へつりしことあり

○品川附出し荷物貫目定書の事

一本馬一駄乗掛

廿六貫目

此外蒲團中敷跡付小付ホ二三貫目の用捨仕るべく

一軽尻

十八貫目

此外右同断

一駄荷一駄

四十貫目

一人足一人持

五貫目

一糸物一挺

六人掛り

一山乗物一挺

四人掛り

長持一棹

三十貫目 但し六人

以上

一江戸より道法百三十七里四丁一間

但し馬次五十六宿

但し宝永四年十月地震に付道付替り此度十三丁増

上り本荷一駄一高

一錢七貫七十三文

内一貫六百四十二文 此度三割まし

同荷ふし駄賃一高

一同四貫六百七十五文

内一貫七十五文 右内

同人足賃銭一高

一同三貫五百文

内八百十文 右内

下り本荷駄賃一高

一同六貫九百四十二文

内一貫二百五十九文 右内

同荷ふし駄賃一高

一 錢四貫五百五十九文

同人足賃錢ナシ一萬

一同三貫四百四十五文

一 江戸より道法百廿六里六丁一間

上り本荷一駄ウツギ一萬

一 六貫六百七十七文

同荷無し駄賃ナシ一萬

一 四貫三百七十七文

同人足賃錢ナシ一萬

一 三貫二百七十五文

下り本荷駄賃ナシ一萬

内一貫二十七文
右同

内七百六十七文
右同

但し馬ウツギ繼五十三宿

内一貫五百三十三文
此度三割増

内一貫七百文
右同

内七百五十文
右同

一 六貫四百七十五文

同荷無し駄賃ナシ一萬

一 四貫三百七十四文

同人足賃錢ナシ一萬

一 三貫二百廿五文

右ウツギ高の外荒井桑名船賃ナシ内所合て

荷物一駄ウツギ一萬百四十六文

馬一匹ウツギ口付ウツギも百四十五文

人足一人ウツギ一萬五十七文

一 江戸より道法合百十九里十五丁五十三間

上り本荷一駄ウツギ一萬

内一貫百六十七文
右同

内九百六十六文
右同

内七百二十五文
右同

内三十一文
右同

内三十一文
右同

内十二文
右同

但し馬ウツギ繼五十一宿

一五貫九百四十八文

内一貫文
此度三割まし

同荷ふし高

一三貫九百一十文

内六百五十一文
右四

同人足賃錢メ高

一二貫九百七十五文

一佐屋路道法合九里

内五百文
舟路共馬次四宿

上り本荷駐賃

一二百四十二文

内三十九文
二割まし

同荷ふし

一百五十八文

内二十六文
右四

同人足賃錢

一百廿二文

内廿文
右四

右の外佐屋より桑名までの舟賃左の通り

荷物一駄三十一文

内八文
右四

馬一匹口付とも四十二文

内一文
右四

人足一又十七文

内三文
右四

一水戸佐倉道水戸佐倉宿を助郷村より水戸家往返のつたのり

一水戸佐倉道水戸佐倉宿を助郷村より水戸家往返のつたのり

一江戸より千住宇都宮道法三十六里十二丁廿間但し馬次廿三宿

本荷一駄メ高

一一貫五百十五文

内二百五十文
二割まし

同荷ふし一駄メ高

本州通信道法合五十三里二丁廿三間

内百十四文
右割まし

一貫五十文
人足賃之高

内百廿五文
右馬次十九宿

一七百八十九文

内二百五十文
右

一貫五百二文
荷ホレ之高

内百六十四文
右

一九百九十四文
人足賃之高

内百廿一文
右

一七百五十一文

但し馬次四十四宿

本荷取賃之高

内四百三十一文
右割まし

一二貫五百七十八文
荷ホレ之高

内二百七十九文
右

一一貫七百四文
人足賃之高

内二百三十六文
右馬次三十九宿

一貫二百九十一文
江戸より奥州道法七十七里三十一丁半

一岡より水沢まで八里 同所より荒濱まで十三里

一同所より米沢陣屋まで十六里 川井後所まであり川井より
高畑後所まで三里あり

一米沢川井後所より八の戸まで八十六里

一酒田湊より品川まで海上三百七十九里

校正地ノ巻集

十六

一 荒瀆より品川まで海上百三十九里

○市林伐出し山場所繪図の事

市林の内字何と申処伐出し山申付らば先づ見分を罷り越し小く其
 林付の村方へ着し名主組頭をのろえ右市用の趣と申しらるし伐べき
 場所の様子手配の次第と熟と相方へ糸名主組頭を案内として右林
 の境通りを見分をばし百姓山の境を境通り掘切あるをのろえ此
 筋の水繩を引き方角をのろえ間数方角見切の所を字と帳面を記をばし
 右のやうに境を見らるし尤終の所の字を記をばし右市内山の
 平尾崎を見取繪図をばしこれを惣囲の境をのろえあり又市内
 大山ありを字切り尾崎切上を峯境下を根通る際限を立て場所を見
 積り切出山をのろえ内よこを境を引くべし仕方前を記をばししけ

伐出し山の分をのろえ又其字地境を所の役人ども案内のろえせ人
 足とて境通を筋分をのろえ見切の所を杭を打ち向ふの見留へ杭
 を打ち元杭より番付として向ふ前へ見通しを棒を立て先へ杭
 はずして見盤を以て見通し一番より二番へ何の何歩と方角間数とを帳
 面記をばし間数と水繩を記をばし此のごとく見消し置扱体の山繪図を見取
 大繪図より伐出を所けり見分をのろえ尾崎多く繪図面を分り
 難たときを右の形をばし繪図を分りありと別段大繪図と右の場
 所へりべせ繪図をしらへいと疊々繪図よりてもよし然しあつてこれ
 を巧者の入ることあり

○山の本立見やうの事

一 山の本立と見分をのろえを先づ峯通り半腹通り裾通りと三段を見

べし此見やうを峯通りして木立の厚薄を見坪場ハ中分の所を十坪
とも百坪とも境と極め其内して何百何十何本と見つても繪図面の坪
数へ乗じ大凡の本数とすること才一ありして一本ごとく片端より其
木の皮を削りて番付を多し寸尺と廻して大サと見る巻がよみてべ
見らるる
し又其木の大小は元伐文を三四尺或を五六尺ツ、ものとし其上
の方して大サとくくあり階子を用
モチロレモトキリタケ勿論元伐文の中分とも廻りとする
右木品番付と記し大サを帳に記さべし長サを伐倒しを後よりしてよ
し帳面は地取としておべし半腹裾通りもくは同一

一惣て峯通りを風強く當りゆへ木の音ちろしく延少しと曲り木勝あり
大体を松多れをのあり然しとも峯に生じハ松と大をもちくく木筋
ゆらぎとそむ田やへ梁引物は法くよく格別強し惣として松を何むの

重と受てもあるむことなし況んや峯生の松を風雨よるるを少しと
およりをひて育つゆへ別して強く水も腐きかをし中腹と木立茂り
るのありらるる依て大木を少ふくねとも木の延をよるるあり福の
方を木まづりとして雑木多れともあり杉檜のふん別して育ちよし
杉檜を湿氣と好むゆへあり尤も風は當らざるゆへ真直は育ちて大木
多れともあり

一木立の内大木の間をを雑木切鎌形ホの雑木をるるありらるるを別し
て木立は厚薄をるるあり是のふんを中二三間長十間などともあり
とくせ束を結ひ何尺廻り一坪何束と見て平均を考へし尤も大木の
近所を生立薄れりのあり是れを勘弁して惣体の坪へうけ束積りをと
るあり右とを大方違ふぬるあり

一右伐出し山請負人へ申し付られり見分のとて立合ふべし尤も
 山元の名主組頭長百姓市村守小とて立合ふべきことあり勿
 論繪圖書物ホへと右の者ども立合印形と取らべし右山請負人へ引き
 かるしりり木数本品の寸間と目録はひりし右木数立木とて請り
 小旨ありは定杭境通りのなり一切差違を申をぬじた段をの外件
 とて付てを締り証文を取らべし

一書物と繪図と其場所とをば相違ふたやうな念と入を去らむべし
 右伐出し山の儀は付村方より取らむべき証文もはあり然しなご
 其節の時宜よりとらべし

一五分一りりひを三分一は山分りし小サを右分小場所と繪図とを
 委しく分り小サを去らむべし山分の儀何方より何方まで何と境と

字と銘とこれと記をへし

一山の木立大方此のごとくあるとも山の模様よりて一際よを定め難
 し日受風當りホりて次第とらぬあり木品も之を准を

○立木根伐の事

一山の木立を裾通りより伐初るものあり山出しの勝手とたをのあり先
 づ伐らむべき場所を鎌新苗木と謂て足場をよくして伐らむべし鹿祭の費
 もなく働も仕とたありは根伐とて係は倒さむき方なり峯の方へ倒
 をか至てよりしたる若し左やうなり難きとたを左右へ返らべし谷
 の方へを必と返さむべし山出し成り難きものあり此心得りて下よ
 り段々上へ伐のなむ山出しのとた人夫ホのわと少く働も仕とく
 して足代苗木ホの費もふし

一 山の木を伐るは足代を掛け木の返る方へ留木をせりし木を仕りけるあり是を木の損せぬ為且と大木取扱ひの為あり

一 清貧人山師ふとの伐るに地上六七尺置て伐るありとらよる足代をせし根二三入りと廻り伐るあり根より伐て直に打返ると紀と木の真ぬることあり地上六七尺も置て伐放し切口を下へせし落せど立木のまゝにて自然に返るあり是も返る方と極め仕りけりて倒さるあり

一 右の切口へ改役人極印を打あり勿論材木へも打べし其上前条に記す所の長サ寸尺を書加ふべし又切株の長サ切残しの寸尺をも書加ふあり尤も前と見分の節の書物は引合ふべし

一切株を大方下直に入札するあり然れども上木の分を別して木目

とろしを故直段より割のよたりのあり檜欄木と樽木はありあり是は心得りたるべし

一格別の大木を焼伐とつふよるることあり是を木の根元五六尺の間を八角十文字に貫穴のごとく彫込と廻りと柱のごとくは切のこし惣休めて持せおき右の穴より焼草を入れて焼くあり火のともかぬ所へを火と配り廻る切りのこしを一齊に焼切ゆふよるべし一齊に焼切て後根の上より立を徐くと返るあり尤も木の内外より焼草をうけて焼くべし左ふたをまを一度くよさうひゆるをうゆへるることあり心得べし

○ 拙取の事

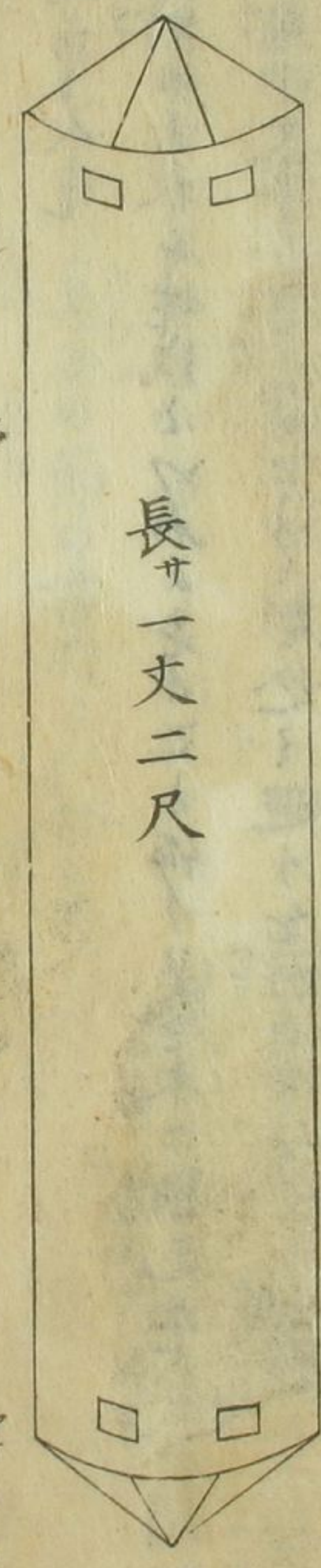
一 五寸角以上と拙取とつふ五寸角以下とるし取とつふあり

一五寸角以上を一方一寸五分宛鳥目代と立るあり四方一寸五分を引落し一尺角あるを尺角といふ

一五寸以下を鳥目おし六寸角して五寸角立るあり然るを一面五分宛引立るを鳥目をさくだけ引く心あり

○丈もの事

一十二丈物とりふを突中頭より内を一丈三尺より多あり一尺の余分の穴代五寸ヅの積りあり正味一丈二尺ある因左のごとし



此ときん頭を川下の節石へ突あけても碎るぬ用心ふくを穴を海へ

出しとためやひく筏なるあり

一格別の大木を鉄物をとめるあり尤も小口より三尺目などよかける故其心得を以て根伐丈も積りつづめるあり然し通例の木をとらん頭よて用るあり

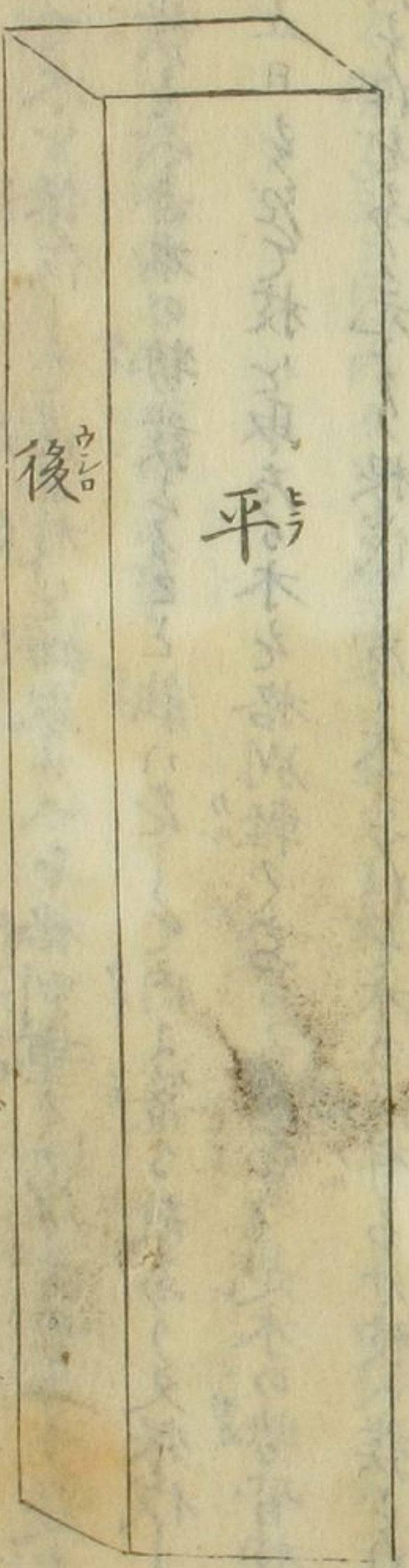
一板を六尺五寸取り一坪と凡十三丈の割あり

○大木見分の事

一用木見分は羅越しハハ先木筋を念を入れて見よべし若し木よりべららを取せよべし腐入りあるあり又梓をたうせ見べし。むくくと音のなるを内よりあり此のごとく改めよむくよあしきと見ぞ足代を組せよ前より高を積よべし是を注文通りと山の険しき処又を木立ちみし所よを自由に見へ難きものあり是亦を大概木の元より

山の上の方へ勾配をとり其木を見通しを知らべし間敷注文は合を足代を組せ後平を改べし

一 木口改様ハ目通の寸尺を取り一間何分おとりとて間敷をかけて知らべし尤も平をわけろ太サを取り多り又山師の法を目通りより上一間は六分五厘引いて木口の廻りより大方合ふりのあり然きども山は寄り木品は寄り或を木の育ちよりて一様あり子を心得てを叶ひがとし但其木は由て二三間の間の劣を見準して大敷を知るべし木より劣りふしは六七間も走るなり又急なけりて細るもわり少しづつ劣るもなりて一概を取がとし只大凡を知るのであり一 後平を改むに足代を注文通り間敷を出し曲尺を出し下より見べし後平とワムを左のごとく



右図の如く平はあらむた処後はあらむき処筋ありは疵の有無を改りことあり

一 松を注文より木口少し劣りても用捨るは用木はあり是松の木を上へ重くとわくるおど上へ反るをあるを外の木より格別丈夫ふりより引物ホは用る故あり

一 右平物を立木を後平の中長を積る多し惣て此の如く大木山出しのるし小口は巻鉄を包むして小口より二尺程おき細穴

木正地才活集 卷之十

と彫り夫より四尺ほどおちく又鉄の輪を以てやるあり元未居り平ら
うとあると見立べし中程曲うなりとも少し斗りを見へぬものあり尤も
塚の立やううて用ひらうそのあり只水性とよく吟味をべし勿論
右の類を虫用承り小節伺ひたるがとらし注文通りの木を採ふべき時の
為にも用捨のちどをも伺ひ置かへを差支へあるものありとて懐を
廣くして吟味を念を入注文は合外やう心掛專一あり

○根伐のありし水軽重取計ひの事

一都て木と根伐して直枝を切取かへを格別重くあるものあり是れ枝
へ誤るべき木の勢誤ること能いなりと内は籠る故あり又根伐して
四五日をたて枝を取たる木を格別軽くあるものあり是れ木の勢皆枝の
誤るなりとあり元より根伐したる木をたれど木の液有るけ枝へ誤るなりと

続く勢ふまきゆへ内ういま空虚とありて軽くあるなり是山師の秘事な
り

○渡場出し川下げの事

一右根伐のありしたる木山より谷へ下し谷川を流を初め場所の平地を見
立此所は小屋をかけ川流しの木持として川へ入りあり美や渡場と云
谷川水増の時も又小水のとたれり川流し出来義るものあり中水の時と
最もよくとたれり谷川より大川の間を二三ヶ所も切として川上よ
水を湛へ材木を入し一番のヤ切を開き水の流れは乗り材木を流
をたれり水流緩くあるときハ二番のヤ切を切をふし水は勢を付て流し
此の如くして大川まで流し大川口よ又小屋をうけ川入の木数を改め
段々よ下をたれり尤渡場出しの節も木数を改め木品寸尺ホと帳面よ記

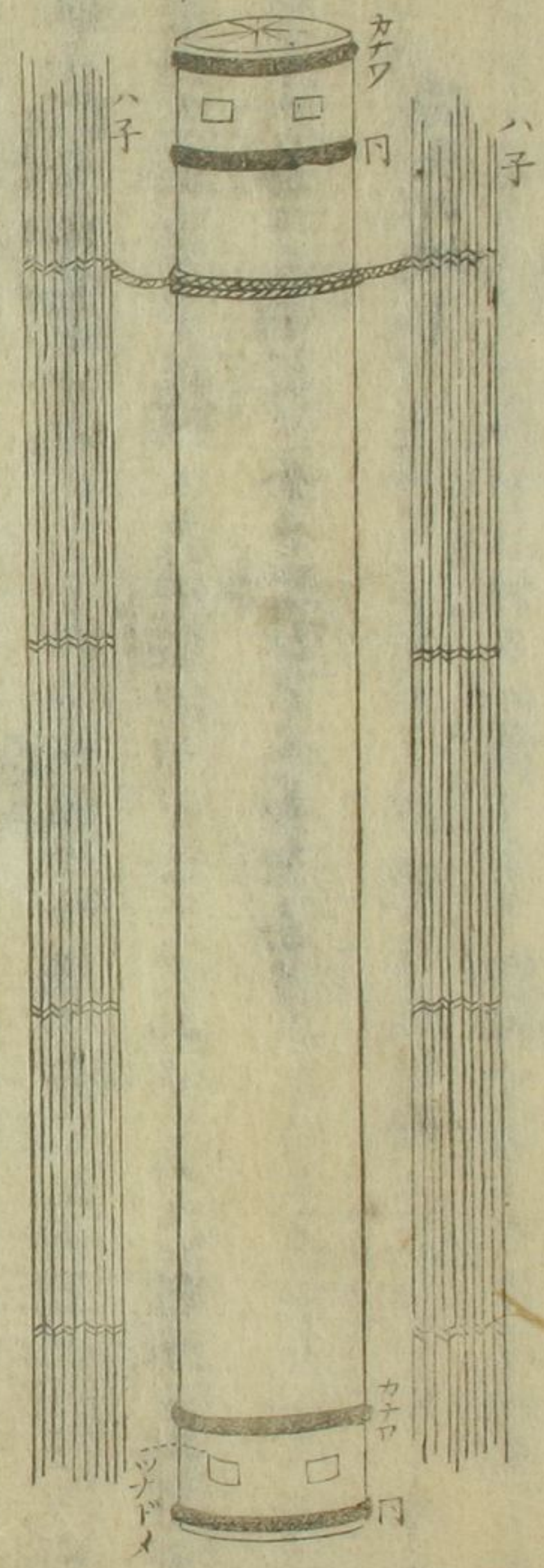
しびくあり而して川付の村へ前より廻状を出し由用木川通りよ
て粗木の筏をねふまきやうよひし洲がてボの節を人足を出し取
つし川下げ滞らばやう見廻り申さば青あひは急雨出水ホの節
材木何方へ流を散りとも隠し坊の注進申さばたふどの文言を料
所私領とも相觸をせむべし勿論材木の印を一樣よしく鑿彫するふ
う又大川の末海への取付ごうは揚場をこしらへ爰よ小屋を掛け後
人詰居て材木を水揚ゆし木数寸間ホと改めらばより廻船は積廻
なりあり

○大木水上乗方の事

一大木を乗るに付左右に唐竹を羽を付べし尤も其木の太長は応ト
竹の束数羽の開を増減するあり但し藤繩を丈夫に結付べし右より

竹の付やうを其木と羽の間を明て竹と木と別は流る様よかざる
海又を川よとも其木の流を勢ひは志をくひ左右の明やうは品なり流
き早た川よとも間を廣くするあり然し余り廣くを網延して羽
竹格別は下りをするよより其木の綱めど細木を通し其木へ羽の鼻
と持せざるあり大体浅州川よとも流よを間を一間ホとも開てよし流
早くたうせの川よとも二三間も引をあるあり海と乗るも右の心得あり
但し引舟傳馬ホと付べしねを難凡ホの為よよし又由用木海上を廻
るを其をよりの浦へ浦觸と出をありらばよより材木は別条あり
たふあり又羽の木を沈むことありあり

図左の如し



○材木才詰心得の事

一 材木才詰をいふ物の物をも尺角十二丈即ち一丈二物本法あり
 一寸棒といふと一寸角一丈二尺の木といふ
 一 才といふと一寸六面の木といふ即ち此のごとくなり双六の
 賽の形より唱ふる物の然まとも才の字を用ふ

一 尺角十二丈の木を寸棒一本より坪一万二千切ありよら十二を定
 法として才坪を除き尺角は何十何本何分何厘と知るあり何分何厘よ
 十二を乗じを何切何分とありあり

一寸棒一本の才坪百廿切あり
 一 尺角板取鋸目一通り二分ツ定法あり此才坪二百四十あり依て挽
 減定法二十四と定め通り数へ此定法を乗じ引減の才坪と知る物体の
 内して減残を伐有坪よりあり一通り寸棒二本引あり
 一 板削り代も両面削り二分引あり片面一分の積りぬも右の心得
 と以て板敷へ乗じ減と立るあり依て両面削りを二十を乗とあり

一 以樋橋とも帯坪詰を別段よせらるることあり故に帯坪までの長と取り

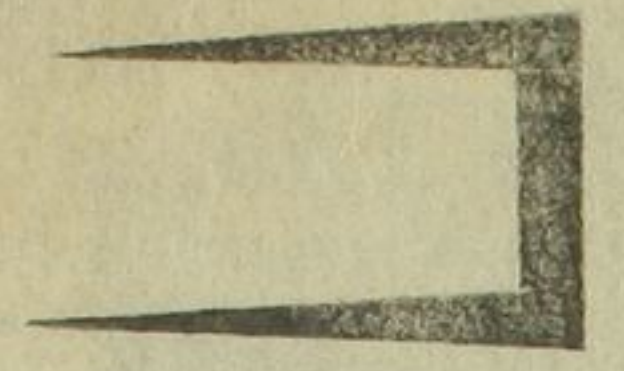
厚巾と糸イトと坪と詰ツメるあり然しかるるときと帯オビの木キを念ネン坪余計ヨウケイをほど
も其代シノゴり極キョク柱チウのノ坪数ヘイジウを入イらげる法ホウありほど是コトして差引サヒキをしること
あり

○鉄物の事

此形カクチの釘クギと永釘トヨクギ
とツは是コトを以もつて挿イすの測ハカり
板イタへ目メへ打ウつあり

此形カクチの釘クギと甲釘カウクギ
とツは常トヨの釘クギ
釘クギのノことあり

此形カクチの鋸ノコギリ両作リウサクとも手テをくひともくひあり
板イタへ取トり付ケるノ用ヨウあり



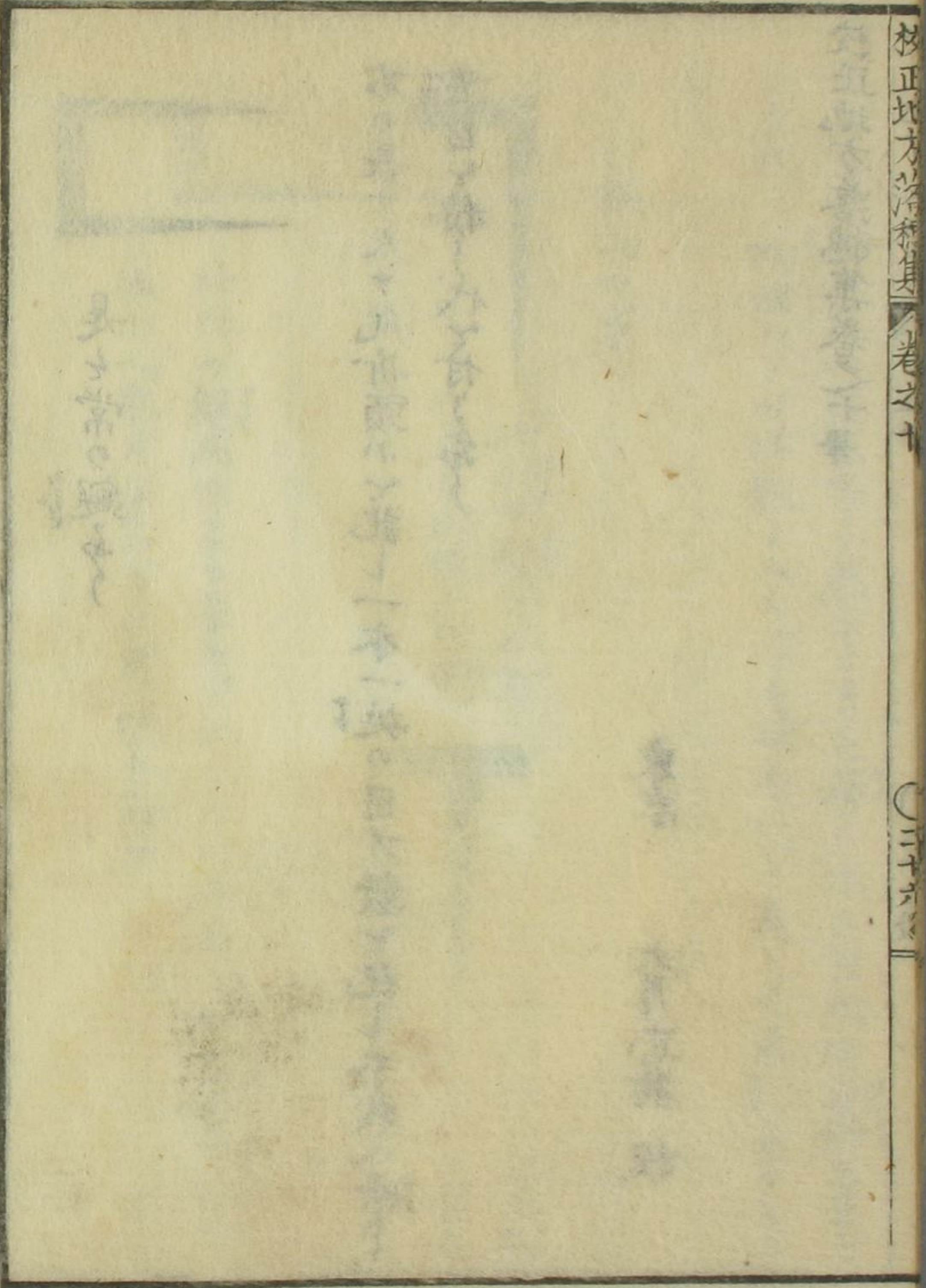
是コトを常トヨの鋸ノコギリあり

右ミダの長ナガサ太フサクサ丸マル折マ頭カを記シし一本イツポン一拵イツヂョウの目方メカタ數カズを記シし本數ホンカズへ添ソし
貫目クワンメと積ツキり代シノゴを付ケるあり

東京 大月忠興校

校正地方落穂集卷之十畢

其沿革其



其沿革其

